

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う信州屋根ソーラーポータルサイト 事業所向けコンテンツ制作の実施に関する業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

第1 業務名

信州屋根ソーラーポータルサイト 事業所向けコンテンツ制作業務

第2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

第3 業務の目的

県では、2050ゼロカーボン実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大をめざしている。住宅屋根ソーラーについては、補助金や広報などの取組を進めているが、建物の屋根を最大限活用するためには、事業所における屋根ソーラーの普及も不可欠である。

そこで、既存の屋根ソーラーポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」（以下「既存サイト」という）内において、事業所等の屋根を活用した太陽光発電（屋根ソーラー）の設置メリットや支援策等の情報を発信するためのコンテンツを制作する。

第4 業務内容

以下の仕様に基づき本業務に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定すること。

1 基本理念

サイトを訪れた事業者に対し、以下の屋根ソーラー設置メリット及び必要性を訴求する構成とする。

- ・経済的メリット（電気代削減、税制優遇、補助金活用等）
- ・災害時のメリット（自立運転、BCP（事業継続計画）等）
- ・社会的責任（工場立地法、県条例等）

2 信州屋根ソーラーポータルサイト 事業所向けコンテンツ制作業務

(1) サイトの内容

以下の項目を基本としつつ、県と受託者が協議し、内容を決定する。

項目	受託者作業概要
ア 長野県地球温暖化対策条例（再	【業務内容】 ・県提供資料等を紹介、リンク先へ誘導する仕掛けを作成する。

エ 設備設置義務化)に言及	【仕様】 ・屋根ソーラー設置の必要性を訴求できる構成とする。 ・各制度担当課の資料は県から提供。
イ ゼロ円サービス※・施工事業者検索機能の作成 ※「長野県事業所用太陽光初期費用ゼロ円モデル普及促進事業」における「サービス実施事業者」	【業務内容】 ・ゼロ円サービス事業者及び施工事業者を一覧から検索できる機能を作成する。 【仕様】 ・法人格を除いた 50 音順で掲載。 ・市町村ごとにソートがかけられるなど、検索しやすい形式を整える。 ・興味を持った事業者が問合せや公式サイト検索を容易に行えるよう工夫する。 ・ゼロ円サービス事業者については、アイコンをつける等施工事業者と区別した表示とし、オ（「長野県事業所用太陽光初期費用ゼロ円モデル普及促進事業」特設ページの開設）へリンクさせる。 ・事業者一覧への新規登録を受付けるための申請フォームまたは県 HP へのリンクを設定する。 ・ゼロ円サービス事業者及び施工事業者情報は県から提供。
ウ 設置事例紹介ページの作成	【業務内容】 ・屋根ソーラーを設置した事業者を取材し制作した記事を紹介するページを作成する。 ・対象者の発掘、取材交渉、撮影、記事制作等の一連の作業を行う。 【仕様】 ・小売り業者、工場、公共施設の設置事例各 1 件以上を掲載。 ・設置している太陽光発電設備の規模、導入期間及び導入によるコスト変化や意識変容などの影響を必須項目とする。
エ 支援制度検索機能の作成	【業務内容】 ・事業者が活用しうる制度に関する情報を一括提供する検索機能を作成する。 【仕様】 ・建制順とする。 ・市町村ごとにソートがかけられるなど、検索しやすい形式を整える。 ・興味を持った事業者が問合せや検索を容易に行えるよう工夫する。 ・制度一覧は県から提供。
オ 「長野県事業所用太陽光初期費用ゼロ円モデル普及促進事業」特設ページの開設	【業務内容】 ・左記事業特設ページを作成する。 【仕様】 ・初期費用ゼロ円モデルについてわかりやすく解説する。 ・サービス事業者は法人格を除いた 50 音順で掲載。

	・「つなぐ信州ゼロ円ソーラー」（以下リンク先参照）のプラン一覧に倣い、公式ロゴを使用する等、魅力的な表示とする。 (https://www.yanesolar.pref.nagano.lg.jp/zeroplan/) ・要件等を比較しやすいよう、記載項目に配慮する。 ・登録サービスは県から提供。
--	--

(2) 基本仕様

ア コンテンツの制作及びデザインについて	(ア) 閲覧者が必要な情報を見つけやすいデザインとする。 (イ) 閲覧者の関心を引き、事業所太陽光発電に関する知識やメリット等をわかりやすく伝えるためのデザイン及びコンテンツを提供する。 (ウ) 事業所屋根ソーラーに係る適切な情報や相談場所へ迅速に到達することができるサイト設計とする。 (エ) スマートフォンやタブレット向けにパソコン用サイト内の表示を最適化できるようにする。 (オ) 県がイラスト等の作成を依頼した場合、これを行う。
イ 「2(1) サイトの内容」について	【サイトの内容イ・エ】 随時、県が情報を更新できるようにする。 【サイトの内容ア・オ】 掲載情報の更新・変更が生じた際は、保守の範囲で修正対応するものとする。
ウ 管理者ページについて	(ア) 管理者ページは県のみが使用できるものとする。 (イ) 管理者ページでは次のことができるものとする。 ・サイト内の情報更新 ・ID及びパスワードの設定・変更 ・入力内容の編集及び掲載承認 (ウ) 閲覧者の傾向を把握し、県の施策検討に役立てることのできる多角的なアクセス解析ができること。
エ システムについて	(ア) 本業務で制作するコンテンツ及び管理機能は、既存サイトのデザイン、システム構成、CMS、サーバー環境及び運用方法との整合性を確保した上で、既存サイト内に一体的に構築すること。原則として、別ドメイン又は独立したウェブサイトとして構築しないこと。 (イ) 既存サイトで使用しているCMS及び管理機能を可能な限り活用し、県職員が既存のコンテンツと同一又は同等の操作方法で更新できるようにすること。新たなCMSや管理システムを導入する場合は、その必要性、既存のシステムとの連携方法、運用負担及び次年度以降の費用を明示すること。

	(ウ) コンテンツ及び機能の追加にあたっては、既存サイトの表示、検索機能、管理機能、問い合わせフォーム、アクセス解析等への影響を事前に確認すること。公開前に既存のページを含む動作確認を実施し、既存の機能に不具合を生じさせないこと。 (エ) 業務の実施にあたっては、既存サイトの保守管理業務との責任分界を整理し、必要に応じて現行保守事業者と連携すること。既存のシステムの調査、改修、試験、公開及び障害対応に係る調整を、本業務の範囲に含むものとする。 (オ) 原則として、既存サイトのサーバー環境を利用すること。既存の環境では実現できない場合は、新たなサーバー環境が必要となる理由、システム構成、セキュリティ対策、既存サイトとの連携方法及び次年度以降の費用を提案書に明記すること。 (カ) システムのセキュリティ対策については、最新の情報を元に万全な対策を実施すること。使用するソフトウェアで脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。 (キ) 日本国内で通常使用されているブラウザおよびOS等で支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために特別なソフトは必要としないシステムとする。 (ク) 閲覧者の通信速度に配慮し、表示にあたっては閲覧者が不快にならないようにする。 (ケ) 納品後は、県職員でも各ページの掲載情報の更新や追加が容易にできるよう操作マニュアルを作成すること。 (コ) 24時間の連続稼働に対応し、常時システム異常の把握を行うこと。 (サ) 障害発生時は、直ちに県へ報告し、受託者の責任において対応を行うこと。 (シ) 全てのページをSSL化すること。 (ス) 納品後から令和9年3月31日までの保守・運用経費は、あらかじめ委託料の中に見込むものとする。
オ その他要件・留意事項	(ア) 更新作業は、県の行政事務パソコンから仮想デスクトップ方式にて、インターネットを経由の上、ウェブ上で処理できるものとする。 (イ) CMS等により、専門知識を要さず、レイアウトが崩れることなく容易に更新作業を行える環境を整備すること。 (ウ) アクセシビリティに配慮された設計仕様であること。(JIS X8341-3 に準拠) (エ) SEO(サーチエンジン最適化)対策を講じること。 (オ) 他者の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。

	(カ) 制作にあたって、階層図案とサイトマップ案を提出し、適宜県と情報共有すること。 (キ) 次年度以降の保守・運用経費（サーバー使用料等）が必要最低限となるよう配慮すること。 (ク) 県より操作説明等を求められた場合は、誠実に応じること。 (ケ) 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターが作成した「安全なウェブサイトの作り方」を参考に構築すること。
--	--

(3) サイトの運用開始時期

令和9年3月頃からコンテンツの運用を開始すること。

3 サイトの保守・運用

- (1) コンテンツ公開日から令和9年3月31日までの間、サイトの保守・運用管理を行うものとする。
- (2) サイトの内容に変更があった場合、委託業務期間内に随時更新するものとする。

4 成果品の納品

受託者は、本業務の完了後、委託契約書に基づく県の検査に合格したときは、次の成果品を県に納品するものとする。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 本業務で制作したシステム一式
- (3) ウェブサイトシステムの仕様情報
- (4) 作業マニュアル

※(1)、(3)、(4)については、それぞれ紙2部及び当該データを保存した電子媒体1部を以下に提出し、(2)については、公開サーバーへの格納により納品すること。

〒380-8570
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 6 階
長野県環境部ゼロカーボン推進課再生可能エネルギー係

第5 委託業務の要件

- 1 システム開発及び保守・運用にあたり、知り得た情報等を他に漏らしてはならない。本業務が終了した後においても同様とすること。
- 2 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6 その他

- 1 本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- 2 本業務の実施にあたっては、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて業務を行うこと。

- 3 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- 4 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- 5 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- 6 その他、本業務の実施にあたり生じた疑義等については、県と協議の上、合意した内容に基づき業務を実施すること。